

IV 関係各課等との協議結果

1. 宇都宮市関係

部署	指導事項等	対応策
建設部 技術管理課 担当:千本松 (028-632-2510)	・届出書 P6(6)経路の設定等にある「生活道路等への配慮」とは、具体的にどのようなことを実施する予定でしょうか。 ・また、出入口①について、平成通りから右折車を想定していますでしょうか。右折車を想定している場合は、安全対策や他の交通に対しての影響をどのように把握しているのでしょうか。 渋滞が発生し、周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。	・まずはチラシ・HP 等にてオープン前に来退店経路を記載し出入口①は左折入出庫のみであること、周辺生活道路を利用しない経路を周知徹底いたします。 ・オープン時は一定期間誘導員を出入口に適宜配置し、左折入出庫をするよう状況に応じて誘導を行い、その後においてはオープン時からの状況を確認して適宜対応を検討いたします。渋滞が発生し、周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策を検討いたします。
市民まちづくり部 生活安心課 担当:櫻井 (028-632-2137)	・出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者等へ、入出庫時の徹底について周知啓発をお願いします。 ・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考してください。	・状況を鑑みて交通整理員を適宜配置し、入出庫時の安全対策に努めます。 ・防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考いたします。
環境部 環境保全課 担当:天野 (028-632-2406)	1 各環境法令 大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオキシン類対策特別措置法、栃木県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出が必要な施設を設置する場合は、法令に基づく届出日までに提出してください。 2 土壌関係 一定の規模以上の土地の形質の変更届出(土壌汚染対策法第4条第1項)3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届	・各法令に該当する場合は、法令に基づく届出日までに提出します。 ・3,000平方メートル以上の土地の掘削その他土地の形質の変更を行う場合は、当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を提出します。

	出書」を提出してください。 3 騒音及び振動 特定建設作業実施届出(騒音規制法第14条、振動規制法第14条)特定建設作業を実施する場合は、工事の7日前までに、「特定建設作業実施届出書」を提出してください。 4 上記の各環境法令に基づく届出を行った場合には、各法令等で定める規制基準等を遵守してください。 5 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応してください。	・ 騒音規制法、振動規制法に該当する場合は適切に届出手続します。 ・ 各法令等で定める規制基準等を遵守します。 ・ 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談が合った場合は、誠意を持って対応します。
環境部 ごみ減量課 担当:戸崎 (028-632-2413)	・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」(以下「条例」という。)を遵守し、廃棄物を適切に処理してください。特に、焼却ゴミ(事業系一般廃棄物)の中に産業廃棄物(廃プラスチック類など)や資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めてください。 ・ 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」は、条例施行規則第2条の3に規定する「事業用大規模建築物」に該当することから、条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出してください。 また、条例第3条の4第1項に基づき「事業系一般廃棄物減量等計画書」を毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めてください。	・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「宇都宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を遵守し、廃棄物を適正に処理、運営します。 産業廃棄物(廃プラスチック類など)や資源化できる紙類(メモ用紙や空き箱など)を混入させないよう、分別の徹底に努めます。 ・ 条例第3条の5に基づき「廃棄物管理責任者」を選任し、選任した日から30日以内に「廃棄物管理責任者選任(変更)届出書」を提出します。 事業系一般廃棄物減量等計画書を年ごとに作成し、毎年5月31日までに提出するとともに、廃棄物の減量に努めます。

都市整備部 都市計画課 担当:新山 (028-632-2642)	・都市施設の区域内における建築物の建築に該当しておりますが、当該都市施設を管理することとなるものが当該都市施設に関する都市計画に適合して行うものであれば、都市計画法第 53 条の許可は不要です。なお、当該地は市街化区域の準工業地域(建ぺい率 60%、容積率 200%)に指定されています。 【都市計画グループ 阿部 028-632-2565】 ・当該地の造成工事について、現在、盛土規制法の許可申請手続きの準備をよろしく願いいたします。 ・当該地は、市街化区域の土地利用済であるため、都市計画法第 29 条第 1 項の開発許可は不要です。ただし、道路を築造するなどの区画形質の変更を伴う場合は開発許可を要します。詳細につきましては、都市計画課にご相談ください【開発指導グループ 森 028-632-2567】	・承知しました。 ・適切に手続きいたします。 ・承知しました。 道路の築造等の区画形質変更の予定はございません。
都市整備部 景観みどり課 担当:飯野 (028-632-2558)	・高さ10m 超又は、建築面積 1,000 ㎡超の建築物の新築等、一定規模を超える工作物の新設等、区域面積 10,000 ㎡の開発行為は景観法第 16 条に基づく届出を要します。(工業流通景観ゾーン) ※なお、「宇都宮市色彩景観ガイドライン」による意思記載誘導を図っておりますのでご配慮ください。	・建築物については、令和 7 年 2 月 28 日に A 棟、令和 7 年 4 月 9 日に B 棟の適合通知書受領済みです。
都市整備部 建築指導課 担当:前原 (028-632-2578)	各種手続きについて申請・届出済みであり、特に意見はありません。	
建設部 道路管理課 担当:会田 (028-632-2514)	・市道からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、「道路工事施工承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第 24 条)	・市道からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、事前に協議します。

	・ 法定外公共物からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、「法定外公共物工事施工許可申請」が必要となりますので、事前に競技してください。(宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条) ・ 搬入・搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。(道路法第 22 条)(宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条) ・ 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施工してください。(道路法第 58 条) ・ 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担してください。(道路法第 58 条)(宇都宮市法定外公共物管理条例第 16 条) ・ 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第 32 条) ・ 法定外公共物(道路・水路等)に工作物の新築、改築又は除却すること、流水水面又は敷地を占有することなど、法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、「法定外公共物占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(宇都宮市法定外公共物管理条例第 4 条) ・ 当該地北側に接する主要地方道 46 線については、宇都宮土木事務所と協議してください。	・ 法定外公共物からの出入口等(乗り入れ、掘削等を含む。)の工事を施工する場合は、事前に協議します。 ・ 搬入・搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮します。 ・ 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施工します。 ・ 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担します。 ・ 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議します。 ・ 法定外公共物を本来の目的以外に使用する場合は、法定外公共物占用許可申請書の申請に向けて協議いたします。 ・ 当該地北側に接する主要地方道 46 線については、宇都宮土木事務所と協議します。
--	---	---

教育委員会事務局 学校健康課 担当:篠崎 (028-632-2755)	・通学路であることから、工事を行う際、通学登下校の児童生徒の安全確保に充分努めてください。	・工事を行う際、通学登下校の児童生徒の安全確保に充分に努めます。
--	---	----------------------------------

2. 栃木県関係

部署	指導事項等	対応策
地域振興課 担当:恩田 TEL:028-623-2267 FAX:028-623-3924	・国土利用計画法第 23 条第 1 項に基づく届出の要否について、宇都宮市都市計画課に確認してください。	・届出不要であることを宇都宮市都市計画課に確認済みです。
県民協働推進課 担当:山口 TEL:028-623-3076 FAX:028-623-2121	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しないようお願いします。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20 歳未満の者に販売しません。
環境保全課 担当:篠崎 TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138	・出店後は静音保持に努め、周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いします。(回答不要)	・周辺住民から苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応をいたします。
資源循環推進課 担当:角田 TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	・栃木県では、令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度までを資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を促進するための施策を展開することとしております。 出店店舗におかれましては、本県廃棄物処理計画の趣旨を御理解いただき、エコマークの認定商品等の取扱い拡充や、回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・栃木県では令和 3 年(2021)年度から令和 12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。 出店店舗におかれましては、本計画	・資源循環推進計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります。 ・当該店舗においては食品の取扱いとはございませんが、食品ロス削減計画の趣旨を理解の上、廃棄物の減量化及び再資源化に積極的に取り組んでまいります

	の手指をご理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減を資する取り組みについて、ご協力くださいますようお願いいたします。	
交通政策課 担当:湊 TEL:028-623-2409 FAX:028-623-2399	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。 ・右折入庫、右折出庫は危険であるので、出入口①、②の入庫については〈主〉宇都宮真岡線からの左折入庫、出庫については同路線への左折出庫をする対策を実施するようお願いします。	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対応を検討します。 ・まずはチラシ・HP 等にてオープン前に来退店経路を記載し出入口①は左折入出庫のみであること、周辺生活道路を利用しない経路を周知徹底いたします。オープン時は一定期間誘導員を出入口に適宜配置し、左折入出庫をするよう状況に応じて誘導を行い、その後においてはオープン時からの状況を確認して適宜対応を検討いたします。
道路整備課 担当:五月女 TEL:028-623-2414 FAX:028-623-2417	・道路法第十五条(都道府県の管理)のうち、新設、改築の観点から意見なし	-
道路保全課 担当:森戸 TEL:028-623-2429 FAX:028-623-2431	・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認が必要となりますので、確認をお願いします。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、宇都宮土木事務所と協議願います。	・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認に向けて協議します。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しません。
上下水道課 担当:渡邊 TEL:028-623-2507	・汚水排水計画及び雨水排水計画については、宇都宮市担当課と協議してください	・担当課と協議済です。

都市政策課 担当:山崎 TEL:028-623-2463 FAX:028-623-2595	<景観づくり担当> ・宇都宮市景観計画に定める行為の届出の要否について、宇都宮市景観みどり課と協議してください。(協議先:宇都宮市景観みどり課 028-632-2568) ・屋外広告物を設置する場合には、宇都宮市屋外広告物条例に基づく許可申請について、宇都宮市建築指導課と協議してください。(協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2573) <計画担当> ・立地適正化計画に定める都市機能誘導区域外に誘導施設を建築等する場合には届出が必要となりますので、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先:宇都宮市都市計画課 028-632-2565) ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、宇都宮市建築指導課に確認してください。 (協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2574) ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針(犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針)」に基づく措置を講じるよう努めてください。 (協議先:宇都宮市建築指導課 028-632-2573) <盛土安全推進班> ・盛土規制法の許可等の要否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。(協議先:宇都宮市都市計画課 028-623-2883)	・令和7年2月28日にA棟、令和7年4月9日にB棟の適合通知書受領済みです。 ・令和7年5月15日に許可済みです。 ・令和7年1月29日にA棟、令和7年1月29日にB棟の届出済みです。 ・当該店舗の駐車場は料金の徴収がないため届出は行いませんが、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準に適合した駐車場とすることを宇都宮市建築指導課に確認しております。 ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針」に基づくよう努めます。 ・協議のうえ届出済みです。
--	---	--

	<開発指導担当> ・都市計画法に基づく開発許可の可否について、宇都宮市都市計画課と協議してください。 (協議先:宇都宮市都市計画課 028-632-2641)	・開発許可を要しないことを確認しております。
都市整備課 担当:小栗 TEL:028-623-2507 FAX:028-623-2477	意見なし	-
建築指導課 担当:高山 TEL:028-623-2863	・建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建築リサイクル法)、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)、宇都宮市都市整備部建築指導課(TEL:028-632-2573)と協議願います。 なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	・建築基準法 令和7年2月28日にA棟(第ERI-25001017号) 令和7年3月31日にB棟(第ERI-25001628号) 確認済証取得済みです。 審査機関:日本 ERI 株式会社 ※C~H 棟については、今後確認申請手続きとなります。 ・建設リサイクル法 届出日:令和7年3月4日 文書番号:第1166号 ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 令和7年2月28日にA棟(第004-18-2025-1-3-00004号) 令和7年3月26日にB棟(第004-18-2025-1-3-00007号) 確認済証取得済みです。 審査機関:日本 ERI 株式会社
警察本部 交通規制課 担当:金子・石塚 TEL:028-623-3808 FAX:028-623-3808	○令和7年6月5日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○今後、乗入口の位置等に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、御課とも協議いたします。

経営支援課 担当:石崎 TEL:028-623-3176 FAX:028-623-3340	・指摘事項等なし	-
---	-----------------	----------